

通告第 11 号

令和 6 年 3 月 定 例 会

令和 6 年 2 月 29 日 受付

令和 6 年 2 月 29 日

宮代町議会議長 様

宮代町議会議員 佐藤 将行

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質 問 の 要 旨
1. 進修館駐車場 長期不法駐車に 関して	令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までの約半年間、進修館駐車場へ黒のセルシオが不法に長期間駐車し続けるという事件が発生した。この件につき町長は、令和 3 年 7 月 27 日に「町には実質的な損害が発生していない等により、損害賠償請求は行わない。」という対応を行った。 ところが、担当課は不法駐車を行った者へ 50 回以上も電話を掛けたり、警察や顧問弁護士相談へ行ったりといった、通常業務以外の業務が発生することとなった。 不法駐車を行った者は、進修館の指定管理者である【特定非営利活動法人 MCA サポートセンター】の当時の責任者である方のお子様の友達ということも判明している。 この事件につき、損害賠償請求の消滅時効（3 年）が迫っていることから、町の対応を伺いたい。

2. 【宮代町1億円問題】に関して	笠原小学校学童保育所を3年で2棟も建てたことにより多額の税金の無駄遣いが発生した。行政のプロフェッショナルであるはずの町が、マスコミの取材に対し「素人判断であった。」と弁明した。これが【宮代町1億円問題】と言われているものである。 去年の11月11日、東京新聞がこの問題を取り上げたことで、多くの町民も知ることとなった。担当課は、「当初きちんと推計を行っていたならば、2棟も建設せず1棟で済んだ。」ことを認めている。 ところがこの件に関し、これまで町は町民に対し説明や謝罪等を一切行っていない。それどころか、東京新聞が記事にした直後、担当課は「上からの命令で、この件は外部に話すなと言われている。」と言っていた。この点は、説明責任という観点からも重大な問題である。 そこで、担当課へ「外部へ話すな。」との命令をしたのは誰なのか。また、そのような命令をした理由。さらに、仮にきちんとした推計を行い1棟建設で済んだ場合の事業費は一体いくらであったのか。そして、この件に関する検証の進捗状況等に関し、町は町民へ説明を行うのか否かについても伺いたい。
3. 町内循環バスに関する、税金の無駄遣いについて	昨年3月末まで5年間、町内を走っていた2台の循環バスが無償で委託業者へ譲渡されたという問題がある。 この業者へは、以前も5年契約終了後に無償で2台のバスを譲渡したことも問題となっている。 また、契約終了時の無償譲渡問題だけではなく、契約開始時に業者が車輛を購入した契約書を町は確認せずに予算に計上した問題。そして、委託業者は別の業者を介した上で車輛を調達したという問題もある。つまり、車輛購入費が不適切な金額であったのではないかと、という疑念である。 そこで、これらの問題につき、町はどのように考えているのか、また、どのような検証を行ったのか。また、

○1番（佐藤将行君） こんにちは。佐藤将行でございます。

通告書に従いまして進めるつもりではありますが、その前に一言申し上げさせていただきます。

今回の選挙におきまして、713名の方、ご投票いただきました。この場に立たせていただきまして、どうもありがとうございます。

あわせて、私事ではございますが、昨年7月に母親が亡くなりまして、母親にはこの姿見せられませんでしたけれども、母親にも報いたいと思って、これから4つほど執行部のほうに質問させていただきます。

それでは、通告書の1番のほうからさせていただきます。ちょっとお待ちください。

皆さん、お手元でございますので、書いてあるところは多少早口で申し上げます。読めば分かると思いますし、ネット見られている方も資料ありますので。

1番、進修館駐車場長期不法駐車に関して。

令和2年10月から令和3年3月までの約半年間、進修館駐車場、ここが一番奥側ですけれども、に黒のセルシオ、これが不法に長期駐車し続けているという事件が発生いたしました。

これ、私も見つけて、社協のほうでも見つけたらしいですけれども、私もすぐに見つけて事務室のほうに通報しました。

この件につき、最終的には撤去したんですけれども、町長に対し、この不法な占有者・駐車者に対して、不法行為等に基づく損害賠償請求を行うようにということを再三、町民生活課を通して行っていました。不法行為に限らず、少額訴訟でも、また催告等でもいいんですけれども、そのような観点で私は申し上げたんですが、町長からの令和3年7月27日、皆様に先ほどお配りさせていただきました、町長名のこの資料でございます。

映りませんよね。

実はこれ、モニターのほうに映させていただきたいというふうに申し出たんですが、議会運営委員会及び議長等なんでしょうか、認められませんでしたので、ちょっと皆様、ネットの方にはどのような形になるか、ご連絡いただければ送付いたします。

『宮町生発第223号』という公文書です。タイトルは『進修館駐車場長期駐車者への町の対応について（回答）』となっておりますので、関心ある方は情報公開請求でやっていただければ構いません。町長名、新井町長、新井康之と書いてあります。

詳細は割愛させていただきますが、趣旨としては、6か月停めていようが何しようが、「町には実質的損害が発生しないことから請求は行わないことといたしました」というふうに、顧問弁護士、なぜか群馬の顧問弁護士なんですけれども、熊川弁護士という方と話し合っ、このような結論を町長は私宛てに送ってきました。

つまり、半年までは町民の皆様、停めても請求されないということなのかということになってまいります。

そして、内容といたしまして、ここからは事件当時のほうに戻りまして、ここからが内容。ところが担当課は、不法駐車を行った者へ50回以上も電話をかけたり、警察や顧問弁護士に相談したりといった通常業務以外の業務を行っていることははっきりしております。これは町民生活課の副課長の方が1月、2月等に50回以上電話して、ほとんど取ってもらえないということです。

また、不法駐車を行った者は当時の進修館の指定管理者である特定非営利法人MCAサポートセンターというところの当時の責任者である、お名前は割愛させていただきますが、仮にWさんとい

たしましょう。その方のお子様の友達ということも当時から判明しており、担当課の方も、皆さん、情報は共有しております。もちろん町長も知っていることと思います。

この事件につき、損害賠償請求、これは民法709条の不法行為を基にした場合ですけれども、この場合ですと、損害賠償請求の消滅時効、これが時効が3年となっておりますけれども、今月の3月28日かな、その辺に迫っております。

したがって、裁判所の請求というものを行えば時効が中断となります。これらのことにつきまして町としての対応を、まずは担当の町民生活課のほうにお尋ねしたいと思います。

すみません、これから何点か町民生活課の方だけの時間になります。いちいち席に戻らずに、そのまま立っていただきたいと思います。なぜならば今日もそうですけれども、大体多くの時間で、1議員当たり8分から13分要しております。これは僕は何回もカウントしました。初日の川野さんのときも8分でした。ですので、ある程度のところが終わるまでは、その場にいらしていただく。

では、町民生活課の方、お願いします。議長。

○議長（田島正徳君） 佐藤議員。

○1番（佐藤将行君） 何か言うんでしたら時間止めてください。

○議長（田島正徳君） 発言が議事進行に関係ないので、注意してください。

○1番（佐藤将行君） 時間止めてください。

○議長（田島正徳君） 答弁を求めます。

○1番（佐藤将行君） 町民見えていますよ。

○議長（田島正徳君） 町民生活課長。

傍聴人、お静かに。

○町民生活課長（吉永吉正君） それでは、お答え申し上げます。

当該車両につきましては、令和2年10月に、進修館駐車場に数日間にわたり駐車され続けたため、杉戸警察署に相談をし、杉戸警察署が所有者と連絡を取り、故障により動けず、所有者がレッカー移動するとの報告をいただきました。

しかし、その後も複数回、警察から連絡をしていただきましたが、移動は行われず、町から警察に、不法投棄や業務妨害として被害届の提出について相談をさせていただきました。

警察からは令和3年1月に、故障して動かさないで不法投棄として扱えない。また、業務妨害にも当たらず、これ以上の警察の介入は難しいとの回答をいただきました。

そのため、町は対応を町の顧問弁護士に相談しましたところ、損害賠償請求を起こすことも考えられるが、弁護士費用などの経費を考慮すると、現実的ではないとの回答をいただきました。

その後、継続的に電話連絡を試みましたが、連絡が取れなかったため、施設を管理している指定管理者に対し、内容証明郵便により、所有者に車両の移動を求めるよう指示をしました。

その結果、令和3年3月に所有者により車両のレッカー移動が行われました。

以上が対応の概略でございますが、この件につきまして、町から損害賠償請求を行うことは予定しておりません。

なお、現在、進修館駐車場につきましては、安全確認のため、職員が定時の見回りを行っておりますが、複数日にわたり駐車している車両があった場合には、警察に通報することとしております。

以上でございます。

○1番（佐藤将行君） 議長、それだったら時間止めてください。8分なくなったら52分なんですよ、こちらは。おかしいでしょう。何か不都合はあるんですか。時間止めてください。まず暫時休憩で。

通告第 13 号

令和 6 年 6 月 定 例 会

令和 6 年 5 月 20 日 午後 2 時 59 分受付

令和 6 年 5 月 20 日

宮代町議会議長 様

宮代町議会議員 佐藤 将行

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質 問 の 要 旨
1 【宮代町 1 億円問題】に象徴される、税金の無駄遣いに関して	2024 年 3 月議会の私の一般質問において、『進修館駐車場長期不法駐車問題』・『宮代町 1 億円問題』・『町内循環バス不当処分問題』、以上 3 件の税金の無駄遣いについて、町の見解をお尋ねしたものの、残念なことに新井町長からもまた町としても真摯な反省、そして誠実な対応が一切伺えなかった。また、信じられないことではあるが、町長からは「(不法駐車へ対する) 請求は行わない。」、「(1 億円の無駄遣いに関し) 検証は行わない。」、「(循環バスを無償で事実上譲渡してしまったことにつき) 数字のことは考えていない。」等々、開き直りとも取れる回答があったことは記憶に新しい。そして、これらの町長の言動は、多くの町民に町長や町に対する強烈な不信感を抱かせる結果となったことは、『町民と議員との議会懇談会』の場でも明らかとなった。 さらに残念なことは、これらの問題につき、町長からは何ひとつ説明責任が果たされていないということも明らかとなった。

2 【宮代町まちづくり基本条例】及び【情報公開】に関して

以上の問題の存在自体は、町長及び町から否定がなかったことから争いのないことであることが確認できた。

そこで、3月議会の町長及び執行部の発言・考えを前提として、引き続き町長及び町の姿勢を伺いたい。

3月議会では、時間の関係上、執行部の回答だけで終わってしまった『宮代町まちづくり基本条例』と他の条例・規則等との整合性、及び『情報公開』に関してお尋ねいたします。

まず、『まちづくり基本条例』の制度趣旨及び存在意義等については、当時、総務課長の福田課長から「まちづくり基本条例の趣旨を尊重するとともに、その理念に沿ったものとなるよう留意がなされている～」との答弁がありましたが、現実には『まちづくり基本条例』制定に際し、また、制定後の現在まで、既存の条例等を『まちづくり基本条例』の趣旨に合致するような改正が殆どなされていないことは明白である。そして、改正がなされていないから、まちづくり基本条例』の趣旨に合致・整合しない条例等による運用がなされているのが実態であり、総務課長の答弁は全くの誤った答弁である。

既存の条例・規則等を『まちづくり基本条例』の趣旨に合致するような改正を早急に行う考えがあるか否かにつき、見解を伺いたい。

また、宮代町には『宮代町情報公開条例』があります。この『情報公開条例』の制度趣旨に反する運用が、2021年2月5日通達（宮総務発第337号）により、町民に対する不利益な変更といった重大なものを、条例の改正を行わず、つまり条例の明文の規定及び趣旨に反して行った。

先日、現総務課長へお尋ねした際、「現状の運用はおかしいので、早めに改善する。」といった趣旨のことを仰っていたが、この議会という町民に開かれた場で、改めて伺いたい。

さらに、この町の一部の職員につき『法令遵守』がなされていない件につき、例えば以前、無抵抗の町民に対

これ、まず全員に申し上げますけれども、3月のことを踏まえて回答してくれと言ったのに、何で同じことを繰り返して言うのか、そういう時間稼ぎもやめてください。

まず、最初の循環バスですけれども、特に、一番最後のところ、これ、井上課長が言ったのかな。当時、循環バスの契約したときは、ドライバーの問題、2024年問題と言われているものは、それは全然想定されていない時期だということは、まず嚴重に覚えておいてください。

また、最初の十二、三年前、そのときにも同じような問題が起こり、次の七、八年前ですか、前の野口議会事務局長ともう一人、今現職の人ですから名前は言いませんが、その人が担当のときに、契約書をきちんと精査しないでコピペでやったのでこのようになったというのは、ちゃんと言質が取れております。そのような前提を、まず頭に入れておいていただきたいと思います。

ごめんなさい、今循環バスのほうにいつてしまいましたね。ごめんなさい。

順番、戻します。

1億円問題のほうですね。ああ、進修館の問題ですね。

進修館の問題は、令和2年10月にまずこれは発見されました。それから、何度も何度も、町のほうでも、警察からも9回、町のほうでも51回は電話をしております。

町長がおっしゃるように、弁護士と相談をしている、その弁護士との相談のが、私のほうへ回答として、新井町長名で来たのが前回は申し上げましたが、理由としては、請求しない理由としては、町には実質的な損害が発生しない等とは書いてありますけれども、実質的な損害、例えば51回の電話は、これ業務時間外にしたんですかね。また、内容証明出したのは自腹で職員がやったんですか

ね。

こういうのは通常、実質的な損害と言いません。51回の電話、1分間ちょっとだとしても1時間ですよ。それ人件費がかかっていきますよね。

要は、行政の失敗を町民が負担するのか、それとも、町の執行部のほうなりなんなりできちんとやるのか。

よく例に出されるのが、例えば、昨年度になりますか、一昨年度か、川崎市でプールの水を職員が出しっ放しにして150万円分の水道代がアップしたと。そのときに、その出しっ放しにした職員と教育長で半分の75万円ぐらいを町のほうに返却したというふうなのが、全国的にこれあります。その前の年は芦屋の例もありましたけれども。

そのような形の責任なりなんなり、説明なり、今回は許してくれというのもありますけれども、一切そういうものないから、このように問題提起しているんです。

それで、この進修館の問題ですが、この指定管理者、MCA。これは、町長とも昵懇の相方は、前回はイニシャルで申し上げましたけれども、代表者ですからいいでしょう。渡邊さんの息子さんのお友達、これがずっと半年止めておりました。

10月6日のときに社協から、10月3日ぐらいからセルシオが止まっているというのがあって、そこから6日後に、今度は杉戸警察に電話する。また、4日後に3回連続で全て応答しない。次、もう1か月後ですよ。11月4日、確認、連絡せず。11月10日、電話連絡出ない。そういうのがずっとあって、年が明けて1月6日からはもう51回ですよ、これ。当時の山崎副課長が電話していますけれども。その後に内容証明を送り、それ2月22日ですからね。もうこの時点で、もう5か月たっているんですよ。

一応、本人はね、車が故障したから動けないと。

であれば、本人の負担でレッカー移動しなければならぬとすればいいでしょう。

それで、町長がおっしゃる弁護士に相談、これ、どのような相談をしたのかなんですよ。とにかく、こういうふうな不当なのをできるだけ早く排除したというふうに相談したのであれば、まず、置いた者に対しての催告、内容証明でもいいですけどもしたり、裁判所に請求したりとか、ほかにいろいろきちんとした方法があります。素人でも分かります。

ただ、前回の答弁でもありましたとおり、訴訟になった場合には、要は、費用倒れということでしょうね、弁護士代とか。それなので、現実的ではないという回答ありましたけれども、それは、裏を返すと、請求しない方法は何かないかというふうに弁護士に相談したのではないかというふうな疑念が出てきます。

なぜならば、先ほど申し上げた催告によって、裁判所催告等によって時効を中断できます。709条の不法行為はもう時効成立、一応形上は成立しているけれども、昨今、2020年に法律改正があったようで、両方の、両者の同意が何か必要になったことなので、まだ大丈夫なのかもしれませんけれども、そういうものもあります。

また、留置権というものが民法上ございます。これは、名古屋高裁の平成14年6月28日判決、また、最高裁は平成18年10月27日の決定、これで認められています。損害を履行するまで車を返さない。このようなものはちょっと検索すれば出てくるはずですし、総務課、特に総務課の法務担当、今ね、課長やっている鈴木課長がそうですけれどもね、当時ね。そういうふうなのを調べれば分かることです。

また、前回申し上げました703条の不法利得の返還請求。これ、悪意の704条のほうになります

けれども、分かった上で置いているわけですから、さらに損害があるときにはその賠償の責任を負うと。弁護士代等も含めて一定程度は請求できるかもしれない。

仮にそれができないとしても、町としては、ほかの住民との公平を保つために、多少足が出ても何らかの行動を起こさなければならない立場というのを全く捨象しているとは思えません。

そのような趣旨のことが前回、こちらにいる僕を除いた13名の議員と議会事務局の方、町民の方からの意見で聞いております。

そのことも含めまして、時効も、先ほど申し上げました不当利得等であれば、発生したときから10年、167条1項、権利を行使できるときを知ったときから10年、15年、権利を行使できてからは10年とありますけれども、このようにまだ請求できる法的なところはあるんですけども、これ、町長、請求する気があるのかどうか。そこだけをお願いします。

○議長（田島正徳君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（新井康之君） お答え申し上げます。

しません。

以上です。

○議長（田島正徳君） 佐藤将行議員。

○1番（佐藤将行君） まず、しない理由は何ですか。

○議長（田島正徳君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（新井康之君） しない理由につきましては、今まで担当課長、そして私からも説明したように、警察に相談し、時間の流れとして、時間はかかりましたけれども、その指導の下に行ってきた、最終的には、本人にきちんと移動していただいているということだけです。

通告第 1 3 号	令和 6 年 9 月 定 例 会 令和 6 年 8 月 1 9 日 午後 1 時 5 5 分受付
令和 6 年 8 月 1 9 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 佐藤 将行 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 自転車乗車時のヘルメット着用に関して	昨今、自転車による交通事故が増加しております。昨年は宮代台において、須賀小学校方面からかなりスピードを出した自転車が、御成街道との交差点を通過した先の十字路、ごみ置き場のあるところの一時停止を無視しノーブレーキで左折した直後、右端を歩いていた歩行者へ正面から激突し、歩行者が膝の陥没骨折を負うという痛ましい事故が発生しました。近隣の方によると、ここは危険な場所であると聞いています。そこでこの場所の対策をお願いしたところ、担当課は道路上へ注意を促す路面表示を行いました。 自転車が起因となる交通事故は社会問題となっており、道路交通法も昨年・今年と改正されました。 今年の道交法改正の主目的は、自転車運転中の危険行為を減少させ、安全な道路環境を実現することとのことで、特にスマホのながら運転や酒気帯び運転に対し、自転車であっても交通反則切符の交付、いわゆる青切符制

度が周知期間を経て2026年までに施行されます。近年の自転車に対する厳罰化の流れが加速しているように感じます。また、昨年の道交法改正では、全ての自転車利用者に対し、ヘルメットの着用が努力義務化されました。

警察庁の昨年まで5年間の統計によると、自転車乗車中死者の人身損傷主部位、つまり致命傷の部位として約54%が頭部とのことです。また、ヘルメット着用・非着用による致死率比較は約1.9倍と大きな違いが表れています。さらに、最近は高齢者による事故も増加傾向というデータもあります。

交通事故死に関する警察庁統計は、事故発生から24時間以内に死亡された場合のものですから、実数はさらに多いものと推測されます。

そこで、伺います。

町内中学生はヘルメット着用をしていることは把握していますが、町職員のヘルメット着用率はどの程度となっていますか。

また、自転車乗車時のヘルメット着用に対する町の考えは。

2 税金浪費問題 と事業関連文書 について

宮代町の税金浪費問題について、一町民であった頃から何度も指摘して参りました。

例えば顧問弁護士への2,000万円過剰支出問題、和戸駅西側の残土を長年放置したことによる1億円超問題、進修館駐車場半年間不法放置問題、ふじ学童1億円無駄遣い問題、小中学校のピアノ調律手数料超過支払い問題、町循環バス無償譲渡による1,000万円問題。そして議員となった直後の3月に発覚した、不納欠損を防ぐ対策を行わなかったことにより250万円以上もの債権を時効によりみすみす回収不能を許した問題等々、担当職員がミスであると認めたものばかりです。これら

ヘルメット問題に限らず、僕、よくいろんな窓口に行って、いろいろ提案させていただいているんですけども、いろんな問題を検証して、それを、まちづくり基本条例にも書いてありますけれども、町民にいろんなことをきちんと知らせるといことも含めた上でやっていただきたい。また、そのような検討の過程、意思決定の過程をきちんと文書として残す。

これ3月議会、6月議会でも僕申した記憶があるんですけども、この町はそういう、特に不都合な意思決定過程の文書を残さないという悪癖がいまだに消えないので、そこも含めてお願いしたいと思います。

では、2番目の税金浪費問題と事業関連文書について、今のところの続きになりますけれども、こちらに移らせていただきたいと思います。

これもさんざん、僕は議員当選する前から、一町民でずっと傍聴している頃から言っている問題が何個かあります。

通告書に書いてあるのでは、例えば顧問弁護士への2,000万円の過剰の支出の問題。これは20年以上、前の前の弁護士の大家弁護士の頃、その前の高野弁護士から大家弁護士に代わって、同じ金額でずっと、消費税が上がったときにはその分上げて。近隣を全然調べなかったということがありました。

僕が調べたときに、弁護士の業務量は変わらないのに杉戸とおよそ毎年100万、20年、分かる範囲で20年は違うから2,000万円問題というふうに言っって、これを提起しました。その翌年の、翌々年かな、50万円ぐらい下がったというのがあります。

また、この残土の問題、これも4年前、4年ちょっと前になりますか、4年ぐらい前になりますか。川野議員がこの場で指摘して、令和3年度の

1月かな、管財人をつけて着手をようやくしたと。着手いつするかというのだけは、もう町側に言わせるようにと僕は川野議員にお願いしたところ、新井町長が、これ議事録にも載っていますけれども、ちゃんと着手、管財人つけて着手すると言っておきながら、新聞報道によると最終的には町が1億3,000万だったかな、を払うことになると思うというふうなことが出ていました。

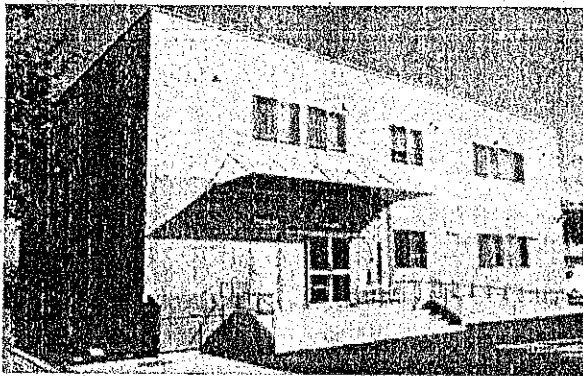
また、進修館の駐車場、これ半年間の不法放置問題。これはもう全くのもうひどい話で、先ほどの前段の野原議員も駐車場問題指摘しておりましたけれども、この問題の前にも同じ人が何回も止めているのを僕がMCAのほうに、指定管理者のほうに言っって、それで2時間置きに車の台数とかをチェックすることによって発覚したというところもありましたが、残念ながら指定管理者の息子さんの同級生ということもあったのかどうかは知りませんが、半年放置して何もおとがめなしという形になっております。

また、ふじ学童問題、これも前段の議員もこれはちょっとおっしゃっていたところあったかもしれませんが、最初に造るときに、僕は当時の渡辺さんだったかな、課長さんだか、職員の方に、今の時代、両親とも働いて学童に預ける人が多くなるんだから、これじゃ、160名という最初の予定、足りないだろうと素人の僕でも調べた上で言っっているんですけども、それを全然顧みることなく。そのときの文書も残っていないと。

昨年の11月11日の東京新聞の取材に対して、町のほうは当時の横内課長が答えていましたが、きちんと調べていれば1回で済んでいた。少なくとも今の平屋建て、第1でも平屋建てじゃなくて最初は2階建てにする予定が、なぜか平屋建てになったので、2棟目を造ることによって1億円以上無駄になっているという問題。2つの第一、第二

税金のムダ遣いへの対応は？

請求・検証は行わない



巨額の税金のムダが発覚した学童クラブ



さとう まさゆき 議員
佐藤 将行



園指定管理者代表の知人が、進修館駐車場へ半年もの長期間不法駐車をを行ったが、なぜ費用請求を行わないのか。

園町民生活課長
実質的な損害が無いので請求しない。

園町長
請求は行わない。

税金の無駄遣いを問う

園笠原小学校の児童クラブを2棟も建設し、町税に対して1億円もの多額の欠損を生じさせた。マスコミへは「素人判断」とミスを認めたことへの見解は。

今後、検証などを行う考えはあるか。

園子育て支援課長
1棟目建設時には予測できなかった状況が生じたことが原因である。

園町長
検証は行わない。

園契約終了時にはおよそ1千万円前後の価値があったはずの循環バスが、事実上無償で業者へ渡った件は。

園企画財政課長
入札業者2社のうち安い業者と契約を締結したので、問題はない。

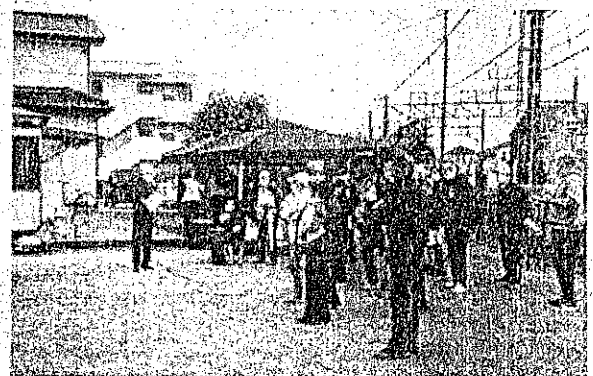
園町長
数字（金額）のことは考えていない。

自主防災組織と町の連携強化

より実働的な訓練や検討を実施



いずみしんいちろう 議員
泉 伸一郎



自主防災組織の強化が皆さんの安心につながる

園自主防災組織と町の連携の課題は。

園町民生活課長
連絡協議会を組織し、年2回の情報交換会を開催。必要な情報提供や情報共有を行っている。より実働的な訓練や役割の検討が必要であり、様々な団体との連携協力も必要と考える。

ヤングケアラー
園ヤングケアラー支援の取組と対策は。

園子育て支援課長
昨年10月に、ヤングケアラー実態調査を実施。「あてはまる」と回答した児童生徒は15名であり、必要に応じて支援を行った。今後も環境整備と支援に努めていく。

通学路の安全対策
園通学路の危険個所とその対策は。

園町民生活課長
毎年調査し、教育推進課が取りまとめ「通学路危険箇所改善要望」として提出される。25か所あり時間的を要するもの以外はすでに対処した。

園小・中学校のトイレ洋式化の進捗は。

園教育推進課長
小学校が53・7%、中学校が47・3%となっている。引き続き、国の補助金などを活用して、計画的に進めていきたい。

半年間不法駐車の問題追及は？ 当時としては最善の対策を取った



まさゆき 議員
さとう 将行 議員



指定管理者の知り合いの半年間不法駐車に、町は追求せず！

町民生活課長
自治体が増えている。当町の対応は。
啓発を引き続き行う（補助予定なし）。
町職員と町民とのトラブルで、町民からの話は聞いたのか。

町民生活課長

今回はレアケースであり、当時としては最善の対策を取った。

町民生活課長

町民生活課長

税金の無駄遣い

町民との話はしていない。

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町職員の副業を可能に 条件を整備して認めていく



あいかわ たいじ 議員
合川 泰治 議員



培った人間関係が町の仕事に役立つ



報酬でより責任感が生まれる

宮代町にも働き方改革をファーストペンギンに期待

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

町民生活課長

2024年9月1日 佐藤議員とのやり取り

			佐藤議員から	回答/応対
16：00～16：20頃	来館	議会開催期間中の小ホール利用について	小ホールを議会が占有することについて、町民からクレームはないのか？	受付スタッフ 濱崎が対応 ・進修館窓口に直接申し入れはない ・議会開催期間中は小ホールが議場のセッティングになっているため使用できないことを説明し、了解を得ている ・特にトラブルはない
		駐車場の目的外利用について	進修館駐車場に車をとめて駅に向かう人を見かけている 巡回して利用状況を確認しているというが、目的外利用をしている者に対して何らかの対応をしているのか？	・巡回時に長時間駐車している車両や目的外利用と思われる車両を発見した場合写真を撮るなど記録し、町民生活課へも報告している ・常習的であるなどの状況によって、警告の張り紙等を行っている
		大雨の件	8/29の排水詰まりによって館内に浸水した件 そもそも設計がおかしい 雨水が排出されるように傾斜をつくるなど対策するべき 本会議後で、議員が現場に居合わせたにもかかわらず、何もしなかったということに怒りを感じている	本件は、役場職員も現場で排水作業を行い、またその後の対応も報告している 今後については役場と協議の上進めるが、現状は排水詰まりも解消されており、問題はない
		セルシオの件	議会でも質問し、渡邊さんも傍聴しているからわかっていると思うが、本件について町やMCAが車両所有者に損害賠償請求しないというのはおかしい	本件は、当時から役場町民生活課と協議の上進めていた また、議会でも担当課や町長も回答していた通り、本件についての対応は終わっていると認識している
			「終わっている」というのは誠意がない言葉だ	指定管理者として、責任をもって業務にあたっている
				専門家に相談をしている
			専門家とは弁護士のことか 何を相談しているのか？ 町民生活課へは報告しているのか？	専門家というのは弁護士のこと 相談内容については、法人内のことであるので答える必要はない 相談内容については指定管理業務そのもののことではないため、町民生活課へは報告していない
			車の所有者が渡邊さんの息子さんの友人だということは知っている	友人であるという事実はない 結果的に同級生だった、ということだ 佐藤議員が認識している内容と、実際の状況とは違う部分がある
			進修館の受付スタッフと思われる人から「渡邊さんの息子さんの友人の車だった」と直接聞いた 役場職員複数人に、「進修館のスタッフから聞いたが、本当か？」と尋ねたところ、「そのように聞いている」と回答した 私は事実に基づいたことしか発言していない	スタッフが業務の中でそのような話をしたということであれば問題である 誰がそのような発言をしたのか？ また、役場職員複数人というの？ 事実に基づいているというのであれば、それを明らかにしてほしい
			3月・6月の議会の一般質問でこのことを発言しても、町からも渡邊さんからもそれを否定する話がなたっかということ は、事実だと認識している 進修館スタッフが誰であったかについては、忘れてしまった 役場職員については、本人の了承をもらえれば名前を公表する	こちらとしても、進修館スタッフのだれがそのような発言をしたのか、役場職員というの誰なのかを調査する
			期末モニタリングでセルシオの件が全く書かれていないというのはおかしい	
		その他	あなたは手を後ろで組んで、「話を聞きません」という失礼な態度だ	

16：30～16：45頃	電話		渡邊宛に電話	受付スタッフ 小林が対応 ・渡邊打合せ中のため「折り返し電話をしていただきたい」
			「名前を教えてください」	「個人情報なのでお答えできません」
			↑電話を出てすぐには名乗っていたが、この質問に対しては回答を拒否した	スタッフはこの電話のやり取りで怖くなってしまった。 動揺し、涙を流していた。 退勤時間直前の出来事だったため、少し落ち着いてから帰るように指示
				MCA理事 高濱が対応
16：45～17：40	電話	スタッフの電話対応について	小林さんはいますか？	すでに勤務時間を終えたので退勤したことを伝える
			勤務時間を終えたのは理解したが、何の引継ぎもせずに退勤するのはおかしい 職場内の情報共有はどうなっているのか 電話に出た際は「小林」と名乗ったのに、改めて名前を確認すると「言えない」というのはおかしい	本人が退勤した後なので、改めて状況確認はする 対応に不備があれば、改善を図る
		セルシオの件	弁護士に相談していると渡邊さんが言っていたが、何を相談しているのか？	法人内のことである
			「終わったこと」というのはおかしい	本件は、役場町民生活課と協議の上進めていた 損害賠償などに関することは指定管理者が判断する内容ではなく、最終的には役場の判断によるもの
				セルシオの所有者が渡邊の息子の友人だったということについては事実と異なっている 結果的に、渡邊の息子の同級生だったということが判明したというだけ
			調査はしない 名譽棄損で訴えてもいい	←事実と異なるということを、今後調査することは考えていないのか？
			そのつもりはない	←不確定な内容だ、ということを発言しないのか？
			モニタリングの結果に反映されていないのはおかしい 役場と話し合っていないのか	モニタリングに関しては、役場が指定管理者の業務評価として作成したものと認識している 当方には、その内容について確認等はあるが、セルシオの件を反映させるように、などその内容を話し合うということはしていない
		8/29の雨水浸水の件	8/29の排水詰まりによって館内に浸水した件 そもそも設計がおかしい	今後については役場と協議の上進めるが、現状は排水詰まりも解消されており、問題はない
		予約変更の件	自分の知り合いが5月ごろ、進修館の予約を変更しようとして電話をしたら「できません」といわれた その後、来館して確認したら変更できたといっている 対応がおかしいのではないか？	対応内容については確認するが、事実であれば改善を図る
		その他	8/29の排水詰まりによって館内に浸水した件について、様子を伺いに来た	←今日は何の用件で来館したのか？

18:12~19:15	電話			渡邊から佐藤議員へ電話
		スタッフの電話対応について	勤務時間を終えたのは理解したが、何の引継ぎもせずに退勤するのはおかしい 職場内の情報共有はどうなっているのか 電話に出た際は「小林」と名乗ったのに、改めて名前を確認すると「言えない」というのはおかしい	本人が退勤した後なので、改めて状況確認はする 対応に不備があれば、改善を図る
		8/29の雨水浸水の件	8/29の排水詰まりによって館内に浸水した件 そもそも設計がおかしい 自分が議会事務局長や関根さんに「町民生活課へ連絡するように」と指示したから事なきを得たのだ	今後については役場と協議の上進めるが、現状は排水詰まりも解消されており、問題はない
		セルシオの件	本件について、車両所有者を特定するために陸運局へ行くようにと役場担当者へ助言をしていた なぜそれをしなかったのか 進め方に問題があったのではないか	指定管理者としては、町民生活課と協議の上進めていた 管理運営を任されているといっても、本件のようなイレギュラーなことについては独断で進めることはせず、役場と協議を行っている 当時の最善を尽くして対応したと認識している
			損害賠償請求を行わないのはなぜか	指定管理者は条例に基づいて利用料金の収受を行っており、駐車場に関しては料金設定がなく、その対象外であると認識している 損害賠償請求を行うべき、というのは佐藤さんの考え方 MCAとしては、町民生活課と協議をして進めており、結果「損害賠償請求はしない」となっている このことを、来館時のやり取りで「終わったこと」と発言した
			結果的に陸運局へいき、登録事項等証明書を取ったのであれば、もっと早くにできたのではないか？ 対応が遅いのではないか	町民生活課と協議の上すすめていたことである
			指定管理者として、役場へ対応策を提案できたのではないか？ マンション管理の仕事をしていた経験から、管理業務としてはもっとやるべきだと思う 役場頼みになっていて、これでは指定管理に出す意味がないのではないか	指定管理者として業務にあたっているが、町の公的施設であることから、イレギュラーな案件に関しては随時役場と協議をしている 条例に基づく業務以外の問題について、独断で対応を進めることはしていない
			役場と協議して進めていた、というが、自分が情報公開請求を行って入手した資料には、そのやり取りは入っていない	必要な情報は役場へ報告している また、書類などでの正式な報告いがいでも、口頭での情報共有は随時行っている
			渡邊さんはセルシオの所有者に関することを問題視しているが、自分はそれについては追加の情報という認識 自分が問題視しているのは、町長が自分の懇意にしている人を優遇していること 渡邊さんは町長と懇意にしていますよね	町長と懇意にしているということはない 行きあえば挨拶はする 私と佐藤さんが問題視している事柄が異なる、ということは理解した
			進修館スタッフからその話を聞いたのは10月。 この話以外でも、何度も進修館のスタッフと話す機会があるので、男性だったのか女性だったのかは忘れた 名前もわからない	←来館時に、セルシオの所有者が渡邊の息子の友人であると進修館スタッフから聞いた、と言っていたが、それは事実か？ そのスタッフの特徴は？男性なのか女性なのか？ 業務上問題ある行動なので、確認をしたい 佐藤さんは事実に基づいて発言をしているとのことなので、しっかり記録を取っていますよね？ その話をいつ聞いたのか？
			2回も議会で発言したが、町も渡邊さんも否定していない、 ということは事実であると認識している 「事実ではない」と町民生活課から回答するように、渡邊さんから申し入れたらどうか	←セルシオの所有者に関して、佐藤さんは公人として議会という公の場で発言している そのもとになる話について、こんな不確かなのか？

			自分から事実関係の調査を行うつもりはない	←それは佐藤さんの考えであると理解した 今日のやり取りについては、町民生活課へ報告する 自分自身に関わることにに関して、事実と異なることを公人が公の場で発言しているということについて、私は問題だと考えている 今後の対応については、私自身が考え行動する
			セルシオの件は、町長の姿勢を問うための1つの題材。 3月の議会で質問した際、町長が非を認めて謝りさえすれば、こんなに追及することはなかった 非を認めないから、6月議会で渡邊さんの名前も公表した 議員懇談会では町民からもこの件に関する質問が出ていた	議員懇談会のことは私も聞き及んでいる その際も、私の名前を公表したと聞いているが？
			議員懇談会で渡邊さんの名前を発言したかどうか… したかもしれないが… その後は、セルシオの所有者の名前も公表しようかと考えていた	
			情報を得た時期については間違いない 自分の周りの人は、「車両の所有者は、自分の友人のお母さんが進修館の施設長だから、おいておいても大丈夫だと思っているんじゃないか」と言っていた	←最後に確認したい 佐藤さんがセルシオの所有者について進修館のスタッフから聞いたのは10月と言っていたが、それは事実か？ 実際にセルシオの所有者が自分の息子の同級生だと認識したのは、本人が車両を取りに来た時だった それまでは車両登録証明に記載された氏名を見てもわからなかった 佐藤さんがいうように、10月に進修館スタッフから聞いた、というのであれば、車両がまだ駐車場内にあるときから所有者についての情報を得ていたということか？
			渡邊さんからの話は、当事者でもあるのでどうかと思っていたが、理事である高濱さんの話も聞いて、今まで知らなかったことがわかった これまではMCAが8割、町が2割悪い、と思っていたが、話を聞いて、MCAが4割、町が6割悪い、と思い直した 指定管理の契約書などを確認していない現時点でのことだが	佐藤さんはそのような考えである、と理解した